

介護職員処遇改善加算
介護職員等特定処遇改善
介護職員等ベースアップ等支援加算について

表題の件について、当法人は下記の通り職員の賃金改善に取り組んでいます。

- ① 介護職員処遇改善加算（取組開始日：平成 27 年 6 月より）
 - ・ 介護職員の給与を月額平均 5,500 円増額
 - ・ 夜勤手当を 1 回につき 3,500 円増額
 - ・ ユニットリーダー手当月額平均 15,000 円増額
 - ・ 賞与に、年間 25,000 円増額支給
 - ・ パート介護職員に対し、資格、経験に応じて時給 30 円～50 円増額

- ② 介護職員等特定処遇改善加算（取組開始日：令和元年 10 月より）
 - ・ 処遇改善精励手当を、職種・資格・勤務年数・勤務成績に応じて 1,500 円から 8,000 円増額
 - ・ 毎年 5 月に、特別賞与を支給

- ③ 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - ・ 処遇改善精励手当を月額 6,000 円増額
 - ・ 専門職精励手当を職種、資格に応じてあらたに支給

令和 5 年 4 月 12 日
社会福祉法人誠正会
理事長 田中 正大